

加茂市まちなか賑わいづくり支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちなかの賑わいづくりにつながるイベントを支援し、地域の活性化を推進する事業に対し、予算の範囲内で加茂市まちなか賑わいづくり支援金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 まちなかとは、駅前、穀町、本町、仲町、上町、五番町、新町、若宮町とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、まちなかで行うイベント又はまちなかを含んだ2地区以上（市内に限る）で行うイベント等で、定価より価格を下げて商品を販売又はサービスを提供する取組を含む事業とする。

2 前項に規定するイベント等の事業の取組期間は、1事業につき1日以上当該年度内とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 加茂市民が主体となって組織するイベント等に参加する市内中小企業者又は市内中小企業者で構成するグループ
- (2) 加茂市内の店舗等において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を提供していること。
- (3) 市税を完納している中小企業者（ただし、グループにあっては構成員全員）。
- (4) 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人ではないこと。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、次に掲げる交付基準により算出した額とする。

- (1) 補助金の交付額は、第3条に規定する補助対象事業の商品販売価格に対する割引部分（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）で、商品販売価格の10%かつ千円以内の額とする。
- (2) 算出した補助金の交付額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (3) 補助金の交付額は、1中小企業者につき10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市まちなか賑わいづくり支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第10条の規定による補助事業の実績報告は、前項の補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(補助金の決定通知及び確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市まちなか賑わいづくり支援金交付決定通知兼確定通知(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、前項の通知によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。